

公立大学法人宮崎公立大学職員選考規程

平成19年4月1日
規程第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の事務職員の採用のための選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考により採用する職)

第2条 次の各号に掲げる職員の採用は、それぞれ選考によることができる。

- (1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例（平成14年宮崎市条例第7号）の規定に基づき法人に派遣される職員
- (2) 法令の規定に基づく免許又は資格を必要とする職で、理事長の定める職
- (3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と理事長が認めるもの
- (4) 競争試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難な職であると理事長が認める職
- (5) その他、役員会の議を経て理事長が定める職

(選考の方法)

第3条 選考は、選考される者の当該職の職務遂行の能力等を有するかどうかを判定するものとし、必要に応じ、実地試験、筆記試験、口頭試験及び身体検査その他の方法を用いることができる。

(選考合格者名簿)

第4条 理事長は、必要に応じ、選考合格者名簿を作成するものとする。

(秘密の保持)

第5条 選考の準備又は実施に従事する者は、細心の注意をもって選考に関する秘密を保持しなければならない。

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。